

序 章 1

- 1 はじめに
- 2 景観計画重要区域について

第1章 景観計画の区域 3

- 1 景観計画区域
- 2 景観計画重要区域
 - (1) 金華区域
 - (2) 金華山・長良川区域
 - (3) 中山道沿道区域

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 7

- 1 良好な景観の形成に関する方針
 - (1) 景観形成の基本理念
 - (2) 景観形成の基本目標
 - (3) 景観形成の基本方針
 - (4) 建築行為等における景観形成の方針
 - 1) 市域全域に共通する景観形成の方針
 - 2) 類型別景観形成の方針
- 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - (1) 特定届出対象行為
 - (2) 届出対象行為
 - (3) 届出対象行為の除外
 - (4) 景観形成基準
 - 1) 指導助言基準
 - 2) 勧告基準
 - 3) 変更命令基準
 - 4) その他
 - (5) 特例措置

第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 28

1 金華区域

- 1 良好な景観の形成に関する方針
- 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - (1) 特定届出対象行為
 - (2) 届出対象行為
 - (3) 届出対象行為の除外
 - (4) 景観形成基準
 - 1) 指導助言基準
 - 2) 勧告基準

CONTENTS

- 3) 変更命令基準
- 4) その他
- (5) 特例措置

2 金華山・長良川区域

- 1 良好な景観の形成に関する方針
- 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - (1) 特定届出対象行為
 - (2) 届出対象行為
 - (3) 届出対象行為の除外
 - (4) 景観形成基準
 - 1) 指導助言基準
 - 2) 勧告基準
 - 3) 変更命令基準
 - 4) その他
 - (5) 特例措置

3 中山道沿道区域

- 1 良好な景観の形成に関する方針
- 2 (参考) 中山道沿道まちなみ景観形成ガイドライン

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 45

- 1 景観重要建造物の指定の方針
- 2 景観重要樹木の指定の方針

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項 46

- 1 市域全域の行為の制限に関する事項
- 2 景観計画重要区域の行為の制限に関する事項

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 47

- 1 景観重要公共施設
 - (1) 景観重要河川
 - (2) 景観重要道路
 - 1) 国道・県道
 - 2) 市道
 - (3) 景観重要水路
 - (4) 景観重要公園
- 2 景観重要公共施設の整備に関する事項

【備 考】

- 景観法(平成 16 年法律第 110 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)に規定された用語を用います。その他の用語については、下記のとおりとします。

建築物等 : 建築物及び工作物

建築行為等 : 建築物等の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

- 色彩の数値表示は、マンセル表色系(日本産業規格 JIS Z8721 に規定する色の表現方法)によるものとします。
- 掲載している図面は、精度を保証するものではありません。